

足利銀行の受皿に関する要望

平成19年10月19日

栃木県

足利銀行の受皿に関する要望

平成15年11月29日に破綻、一時国有化された足利銀行の受皿選定は、現在、金融庁において、第二次審査を通過した最終候補に譲受条件等の提出を求め、受皿決定に向けた最終段階に入っております。

本県では、昨年9月の受皿選定開始以降、金融庁における2回に亘る地域の意見聴取において、県民にとって望ましい受皿が選定されるよう、受皿選定に関する基本的かつ包括的な16項目、さらには第二次審査における重点的な5項目を要望して参りました。

また、内閣総理大臣をはじめ関係閣僚等に対し、受皿選定の節目において県民の総意を集約し、昨年10月と本年4月に要望活動を実施するとともに、県関係国会議員の連名による金融担当大臣に対する要望も本年2月と9月に行われております。

足利銀行の受皿決定は、今後の本県経済はもとより県民生活にとって、極めて重要な意味を持つものであります。

このため、新内閣におかれましては、受皿選定の最終段階において、これまでの要望内容等に十分に御理解を頂くとともに、本県経済の持続的発展と安定を確保するため、足利銀行が、200万県民が望む地域の中核的金融機関として受皿に承継され、万全の姿で再生できますよう、下記事項に特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 最終的な受皿を決定する第三次審査においては、譲受金額の多寡のみによらず、新銀行の長期的・安定的な経営を目指し、真に地域密着型金融を実践することが確実であり、かつ、地域の信頼等を得るために必要な地元資本の参入に配慮した受皿を選定すること。
- 2 受皿を決定した場合には、速やかに受皿の事業計画等を開示し、その選定理由と経過等について明らかにするとともに、受皿と県等との意見交換・協議の機会を設定すること。
- 3 譲受後の受皿が事業計画等に沿った責任を十分果たすよう、適切な指導・監督はもとより、株式上場前の第三者への安易な株式譲渡の制限など、受皿との契約等による措置を含めた万全の体制での国等の監視機能を確保すること。

内閣府特命担当大臣

(金融、行政改革・公務員制度改革担当) 渡辺 喜美 様

平成19年10月19日

栃木県知事 福田 富一

栃木県議会議長 石坂 真一

栃木県緊急経済活性化県民会議会長

福田 富一